

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長 秋山 秀次郎 宛て

申請者 住所
氏名 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 2 6 年度埼玉県中小企業外国出願支援事業補助金交付申請書

埼玉県中小企業外国出願支援事業に係る補助金を下記のとおり申請いたします。

記

1. 申請者種別 (いずれかに○)

<input type="checkbox"/>	①法人
<input type="checkbox"/>	②個人事業者
<input type="checkbox"/>	③事業協同組合等

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	業種
千円	人	

3. 補助金交付申請額

_____ 円

(内訳)

(単位：円)

国名／合計	外国特許庁へ の出願手数料	現地代理人 費用	国内代理人 費用	翻訳費用	国別計／合計
外国出願経費合計					
補助対象経費					
補助金申請額					

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの補助対象経費及び補助金申請額を記載。

4. 申請案件種別 (いずれかに○)

(外国出願)

<input type="checkbox"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②商標登録出願

(参考：国内出願)

<input type="checkbox"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②商標登録出願
<input type="checkbox"/>	③PCT出願

5. 外国特許庁への出願の方法（いずれかに○）

	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったPCT出願を同国の国内段階に移行する方法）
	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT出願を同国の国内段階に移行する方法）
	④マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

6. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

出願番号	
出願日	
出願人	
発明の名称	
発明の内容	

※「5.」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT出願の両方をそれぞれ明記してください。

※「発明の名称」及び「発明の内容」の欄は、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」に、それぞれ変更して明記してください。

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「出願番号」の欄は「登録番号」に、「出願日」の欄は「登録日」に、「出願人」の欄は「権利者」に、それぞれ変更して明記してください。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

発明の名称	
発明の内容	
出願人	
発明者	
出願（予定）国	
出願スケジュール	

※「出願人」及び「発明者」の欄は、全ての出願人や全ての発明者を明記してください。

※「発明の名称」、「発明の内容」及び「発明者」の欄は、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」及び（「発明者」の欄は不要）に、それぞれ変更して明記してください。

8. 外国特許庁への出願の動機・目的

--

9. 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）

--

10. 出願する技術、創作等を活かした製品等の概要

--

11. 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）

--

12. 過去における出願実績及び権利取得状況（国内及び外国）

--

13. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任弁理士）

※選任弁理士に依頼しない場合にはその旨及び選任弁理士に依頼する場合と同等の書類（補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

(選任弁理士による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり)

14. 補助事業完了後の状況調査に対する積極的な協力の有無（いずれかに○）

有		無	
---	--	---	--

15. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有		無	
---	--	---	--

(有の場合のその内容)

--

16. 担当者及び連絡先

担当者（職名及び氏名）			
電話番号		メールアドレス	

法人等にあつては名称

及び代表者の氏名 宛て

(選任弁理士から申請者宛て)

選任弁理士 住所

氏名 法人等にあつては名称

及び選任弁理士の氏名 印

平成26年度埼玉県中小企業外国出願支援事業補助金への
協力承諾書

(申請者名)による平成26年度埼玉県中小企業外国出願支援事業補助金交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる諸手続について、下記事項に協力することを承諾いたします。

記

協力事項

1. 外国出願完了後の補助事業者宛ての実績報告における下記書類の提出

(1) 外国特許庁からの出願受理に関する応答書類

①外国特許庁からの出願受理通知書等（出願日・出願番号記載のもの）

※マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願の場合

①国際商標出願（マドプロ出願）の願書（【MM2】Page 1～7）及び付随書類

②日本国特許庁長官発行の商標法第68条の3第3項に基づく通知

③国際事務局（WIPO）発行の「国際登録証明書」（CERTIFICATE OF REGISTRATION）

(2) 外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類

①現地代理人からの請求書（銀行口座名・口座番号及び助成対象経費内訳記載のもの）

②現地代理人への送金金融機関発行の送金計算書・送金実行通知書

③送金時の為替レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表

④外国特許庁への出願手数料（オフィシャルフィー）のエビデンス（領収書、料金表等）

⑤翻訳費用の「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示する書類

⑥その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）

⑦「実績報告書」の「2. 補助事業の収支決算（イ）経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び補助対象経費か否かわかる内訳書

※マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願の場合

①国際事務局（WIPO）への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書等

②国際事務局（WIPO）発行の国際手数料の領収書（QUITANCE/RECEIPT）

③翻訳費用の「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示する書類

④その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）

⑤「実績報告書」の「2. 補助事業の収支決算（イ）経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び補助対象経費か否かわかる内訳書

2. 上記提出書類における日本語以外の言語の日本語訳の提出

3. 申請者・公社からの上記提出書類に関する修正や問合せ等への対応

4. その他、公社が公募時等において予め提示している事項

なお、上記協力の不実施により公社宛ての実績報告に不備があった場合には、私の責任において（申請者名 ）が被った同補助金交付に関する不利益を補償することに同意します。

	添付書類
法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本の写し 2. 会社の事業概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（様式2） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. 出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し
個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民票の写し 2. 事業者の概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2年分の確定申告書の控え等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（様式2） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. 出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し
事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款 2. 役員等名簿（注2） 3. 組合員名簿 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（様式2） 7. 先行技術調査等の結果（注4） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 9. 出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し

（注1）法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

（注2）「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

（注3）「見積書等の写し」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。

（注4）「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。また、PCT出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。

様式第1の別添

役員等名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
サイタマ タロウ	埼玉 太郎	S	30	03	04	M	株式会社〇〇	代表取締役社長
カントウ イチロウ	関東 一郎	S	40	01	01	M	株式会社〇〇	専務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社〇〇	取締役営業本部長

（注）

役員等名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

様式第1の別添

役員等名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			

(注)

役員等名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

様式 2

当該外国出願に係る資金計画

(1) 収入

区分	金額	摘要 (資金の調達先等)
自己資金		
借入金		
補助金		当支援事業 (補助対象経費の 1 / 2 以内)
その他の収入		
合計		

(2) 支出 (補助金交付申請書様式 1 「3. 補助金交付申請額」と一致のこと)

経費区分	外国特許庁へ の出願手数料	現地代理人 費用	国内代理人 費用	翻訳費用	計
摘要 (積算内訳 等)					
税引き前補助対 象経費 (A)					
上記の内、国内 取引に係る消費 税額 (B)					
補助対象経費 (A - B)					(※1)
補助金申請額 ※補助対象経費 の 2 分の 1 以内					(※2) 補助金交付申請額 _____ 円

注 1) 「(2) 支出」における「補助対象経費」の合計額 (※1) は、特許 140 万円、商標 80 万円を上限としてください。「補助金交付申請額」欄に記載する額 (※2) は、「補助対象経費」の合計額 (※1) の 2 分の 1 以内とし、特許 70 万円、商標 40 万円を上限としてください。

注 2) 補助対象となる経費は、補助金交付の決定以降に契約し支出額が確定する経費とし、支払い済みのものは補助対象外となります。

注 3) 国内消費税は対象外とします。

注 4) 他の事業者と共同出願の場合には、持分比率に応じた経費をもって補助対象とします。但し、補助対象者が実際に負担 (支出) する額を超えて補助対象とすることはできません。